

安全衛生推進者養成講習

◆松山地区の開催予定日時、会場、受付期間、定員

	実施日	時間	会場	受付期間	募集定員
1	5月16日(水)～17日(木)	1日目:	岩本ビル	3月16日(金)～5月2日(水)	30名
2	9月20日(木)～21日(金)	8時50分～16時20分		7月20日(金)～9月6日(木)	
3	12月11日(火)～12日(水)	2日目:		10月11日(木)～11月21日(水)	
4	2月20日(水)～21日(木)	8時50分～14時45分		12月20日(木)～2月6日(水)	

- ・岩本ビル4階会議室 住所：松山市大手町 1-10-1、電話番号：089-947-3051(松山支部)
- ・申込み状況により実施日、場所等の変更もあります。

◆講習科目、時間…昼食、休憩、確認試験等があり実際の講習時間は上記時間帯となります。

安全管理	2時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
作業環境管理及び作業管理	2時間
健康の保持増進対策	1時間
安全衛生教育	1時間
安全衛生関係法令	2時間
(合計 10時間)	

◆受講料…消費税含む

受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
8,640	1,404	10,044

◆法律根拠

- ・労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生業務を担当させなければならない。
- ・安全衛生推進者の選任義務業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全衛生推進者
上記以外の事業場	衛生推進者

- ・厚生労働省ガイドライン(H26.3.28付)

第3次産業のうちの重点業種である社会福祉施設、小売業（法定選任義務を除く）、飲食店の労働者数10人以上の事業場については、安全担当者を配置し、うち労働者数50人以上の事業場については、安全衛生推進者の資格を持った者等から安全担当者を選任することが望ましいとされています。

安全衛生推進者養成講習申込書

※印欄以外は全てご記入下さい。

申込日	平成 年 月 日	※修了証番号		※受付番号	松・新・四 今・八・宇
受講日時	月 日() 8時50分～16時20分 日() 8時50分～14時45分	場所	岩本ビル 4階		
フリガナ			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	昭和 平成 年 月 日
受講者氏名					
現住所	〒 - 都道 市郡 府県 区		個人連絡先 () -		
勤務先	〒 - 所在地 事業場名 代表者名 電話番号 () -		平成 年 月 日		
会員の有無	<input type="checkbox"/> 会員 ・ <input type="checkbox"/> 一般		テキスト購入	<input type="checkbox"/> 購入 ・ <input type="checkbox"/> 不要(持参する)	

切り取り線

安全衛生推進者養成講習受講票			
※受講番号		※受付番号	
受講者氏名			
受講年月日	月 日() 8時50分～16時20分 日() 8時50分～14時45分		
受講会場	岩本ビル 4階		
※講習内容	一 目 目	安全管理	
		危険性又は有害性調査等々	
		安全衛生教育	
	二 目 目	関係法令(安全関係)	
		作業環境管理及び作業管理	
		健康の保持増進等	
関係法令(労働衛生関係)			
テキスト	<input type="checkbox"/> 当日交付 ・ <input type="checkbox"/> 受講者持参		

【連絡事項】

- ・本受講票は当日受付に提示し、受講中は机上に置いて下さい。
- ・開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付出来ませんのでご注意下さい。
- ・筆記用具をご持参下さい。
- ・講習会場には駐車場がありません。

(公社)愛媛労働基準協会松山

領収証

殿

¥ _____ :

安全衛生推進者養成講習受講料及びテキスト代金

上記金額を領収致しました。

平成 年 月 日

(公社)愛媛労働基準協会 松山支部